平成２２年（フ）第９４９号
神奈川県厚木市下川入91番地34
破産者　原嶋　　誠
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２３年（フ）第３号
新潟県長岡市与板町東与板241番地
破産者　中島　　晋
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係
平成２２年（フ）第８１号
岐阜県高山市国府町村山235番地５　須田病院内、住民票上の住所岐阜県高山市末広町49番地
破産者　本多恵美子
法定代理人成年後見人　社会福祉法人高山市社会福祉協議会
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係
平成２２年（フ）第６４１号
愛知県みよし市打越町畦違246番地１
破産者　鈴木　敏夫
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２１年（フ）第２２５２号
福岡県糟屋郡粕屋町花ケ浦１丁目２番１―805号　パティオ福岡東Ｅ棟
破産者　南　　博則
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第７９号
熊本県荒尾市荒尾4110番地
破産者　髙尾　晴治
1　破産債権の届出期間　平成23年７月29日まで
2　一般調査期日　平成23年９月５日午前10時30分
平成23年７月８日　熊本地方裁判所玉名支部
平成２３年（フ）第１１５号
山梨県甲斐市龍地6604番地
破産者　伊良原正美
1　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
2　一般調査期日　平成23年10月４日午前10時30分
平成23年７月８日
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第１２８９号
広島県東広島市西条町吉行575番地１、申立時の住所広島県東広島市高屋高美が丘６丁目13番１号
破産者　津和野芳和
1　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
2　一般調査期日　平成23年10月11日午後２時30分
平成23年７月８日
広島地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第４６２号
福岡県春日市上白水７丁目95番地
破産者　有限会社豆工房
1　破産債権の届出期間　平成23年８月12日まで
2　一般調査期日　平成23年10月13日午後２時30分
平成23年７月８日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２２年（フ）第７２５１号
大阪市天王寺区寺田町１丁目７番３号　グランアルシュ604号
破産者　髙萩　弘幸
1　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
2　一般調査期日　平成23年９月29日午後３時30分
平成23年７月８日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第９号
北海道河東郡音更町大通14丁目３番地５　平山アパート９号
破産者　平田　　繁
1　破産債権の届出期間　平成23年９月１日まで
2　一般調査期日　平成23年９月15日午前10時30分
平成23年７月８日
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産管財人選任

平成２１年（フ）第１３８号
香川県丸亀市飯山町東坂元1286番地92
破産者　株式会社髙橋建築工房
破産管財人　矢野　哲男が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　籠池　信宏
平成23年４月８日　高松地方裁判所丸亀支部
平成２１年（フ）第１３９号
香川県丸亀市飯山町東坂元1286番地112
破産者　髙橋　清司
破産管財人　矢野　哲男が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　籠池　信宏
平成23年４月８日　高松地方裁判所丸亀支部

最後配当に関する除斥期間

平成２０年（フ）第８１２号
兵庫県姫路市錦町110番地
破産者　株式会社姫路ひろめ市場
除斥期間　平成23年８月３日まで
平成23年７月８日
神戸地方裁判所第３民事部破産係

債権者集会招集

平成２２年（フ）第６６１３号
大阪府寝屋川市新家１丁目８番１号
破産者　株式会社兆栄モールド
1　期日　平成23年８月29日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月８日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２０年（フ）第１４３５号
京都府舞鶴市矢之助町28番地の７
破産者　大谷　龍作
1　期日　平成23年８月４日午後２時15分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月８日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２０年（フ）第４５４４号
最後の住所京都府舞鶴市字市場740番地の３
破産者　被相続人亡大谷泰孝こと　崔泰秉相続財産
1　期日　平成23年８月４日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月８日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２３年（フ）第４２号
山口県宇部市今村南１丁目13番８号、住民票上の住所山口県宇部市今村南１丁目13番22号
破産者　中原　利幸
異議申述期間　平成23年８月15日まで
平成23年７月11日　山口地方裁判所宇部支部
平成２２年（フ）第８８号
山口県岩国市御庄1359番地３
破産者　エコー設備建材株式会社
異議申述期間　平成23年８月22日まで
平成23年７月８日　山口地方裁判所岩国支部
平成２１年（フ）第１０６９号
福岡市東区香住ヶ丘４丁目25番15号
破産者　川島　輝行
異議申述期間　平成23年９月２日まで
平成23年７月５日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２１年（フ）第１６８７号
福岡市中央区舞鶴１丁目２番22号
破産者　株式会社アイ・アンド・アイ福岡
異議申述期間　平成23年９月６日まで
平成23年７月７日
福岡地方裁判所第４民事部